

件名	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	--------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市議会の議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第1条による改正)

平成26年度の期末手当の支給割合を改正します。 <第7条関係>
12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	1.7月	<u>1.85月</u>	3.55月
改正後の支給月数 (平成26年度)	1.7月	<u>2.0月</u>	3.7月

- (2) 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第2条による改正)

平成27年度以降の期末手当の支給割合を改正します。 <第7条関係>
ア 6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げます。
イ 12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>1.7月</u>	<u>2.0月</u>	3.7月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>1.775月</u>	<u>1.925月</u>	3.7月

3 その他

- (1) 施行日は、公布の日とします。ただし、(2)の規定の施行日については、平成27年4月1日とします。
(2) (1)の規定については、平成26年12月1日から適用することとします。

(参考) 期末手当の支給割合

	6月期	12月期	合計
平成23年度～平成25年度	1.7月	1.85月	3.55月
平成26年度	1.7月	2.0月 (0.15)	3.7月 (0.15)
平成27年度以降	1.775月 (0.075)	1.925月 (0.075)	3.7月 (0.15)

()は平成25年度との比較による引き上げ月数

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第33号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の185」を「100分の200」に改める。

第2条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の177.5」に、「100分の200」を「100分の192.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。